

労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度について

[文責医業経営]アドバイザー
櫻井 裕子

〈 概要 〉

医師及びその他の医療従事者の労働時間を短縮するための設備等の導入を促進するために、制度の対象となる設備等を取得（制作）し、医療保健業の用に供した場合は、当該設備等について、普通償却限度額に加えて、特別償却限度額（当該設備等の取得価格の15%に相当する額）まで償却することができます。

例

～12月決算で9月に導入した場合
普通償却額 × 4か月（9月から12月まで） / 12か月
+
特別償却額（取得価格の15%を加算）

※一定の年数で減価償却費として経費計上する分を、初年度に前倒して計上
※利益を計上している医療機関には有効的な制度です！

〈 対象者 〉

青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営むもの。

〈 期間 〉

平成31年4月1日から令和7年3月31日まで医療保健業の用に供したもの。

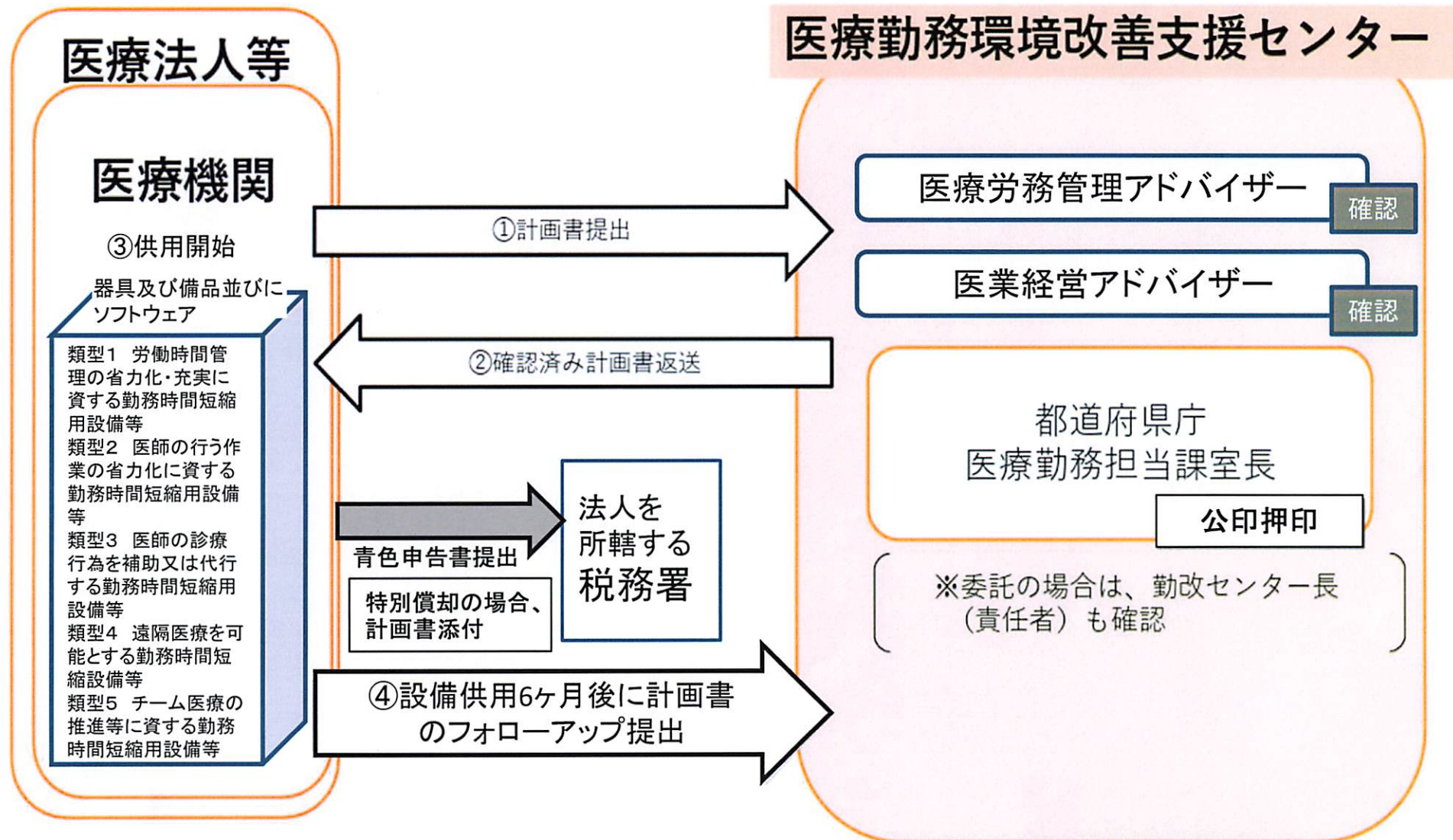
〈 制度の対象となる設備等 〉

以下の類型1～5のいずれかに該当する器具及び備品（医療用の機械及び装置を含む。）並びにソフトウェアであり、1台又は1基の取得価格が30万円以上のもの。

- ①類型1 労働時間管理の省力化・充実に資する勤務時間短縮設備等
例：タイムカード、勤怠管理ソフトウェア等
- ②類型2 医師の行う作業の省力化に資する勤務時間短縮設備等
例：AIによる音声認識ソフトウェア、ベッドサイドモニター等
- ③類型3 医師の診療行為を補助又は代行する勤務時間短縮用設備等
例：コンピュータ診断支援装置、画像診断装置、在宅診療用小型診断装置等
- ④類型4 遠隔医療を可能とする勤務時間短縮用設備等
例：遠隔診療システム、見守り支援システム等
- ⑤類型5 チーム医療の推進等に資する勤務時間短縮用設備等
例：院内搬送用ロボット、通信機能付きバイタルサイン測定機器等

※詳細につきましては、厚生労働省のホームページでご確認ください。

（医師の働き方改革と医療勤務環境改善～特別償却制度～参照）



出典:厚生労働省「医師の働き方改革と医療勤務環境改善～特別償却制度～」

★特別償却制度の導入には

『宮崎県医療勤務環境改善支援センター』へ計画書の提出が必要です。

計画を作成するにあたり、宮崎県医療勤務環境改善支援センターは相談を承っております。お気軽にご相談ください。

本センターでは、医療労務管理・医業経営アドバイザーの派遣による無料相談対応を行っています。
※書類の作成、提出代行は無料相談の範囲には含まれません。